

公共事業による国家財政圧迫と国土破壊の構造が見えるようになってきた。この時点で銀行、ゼネコン、土木技術、応用地質などのあるべき関係の見直しを、学会としても考えねばならないのではないだろうか。われわれ地質家は、大学人を含めて、これまで何に使われてきたのだろうか。環境破壊のアセスメントや災害リスク・要因調査においても、一般論は別として、個別の事例については、“調査をした”というアリバイ造りに利用されるだけだったり、言いたいことも言えなかったりするケースが少なくなかったように思われる。地質家が、社会においてもっと名誉ある地位を占め、国土計画や地域計画において、すでに決められた事業の実施のためだけでなく、たとえばX X全総といったものの発想や是非をを検討する段階から中心的役割を果たすことは夢だろうか。

応用地質学会の前々身が災害地質研究会であることを想起したい。

最近このようなことを考えさせられた2・3の事例、とくに、ある道路トンネル計画問題（図1、2）と、と火電設置問題（図3）について報告する。そして、まず“開発”するという大前提があり、かつ“土木家”の下請けとして調査項目を限定されていると、どんなに真面目に調査をしても、見えるべきものが見えないだけでなく、社規的信用も失いかねないことを指摘したい。

この事態が一朝一夕に改善されうとは思われぬ。しかし、すぐできることがないわけではないと考える。現行の環境アセスメント手続き（閣議決定）の見直しは、その小さな一例である。

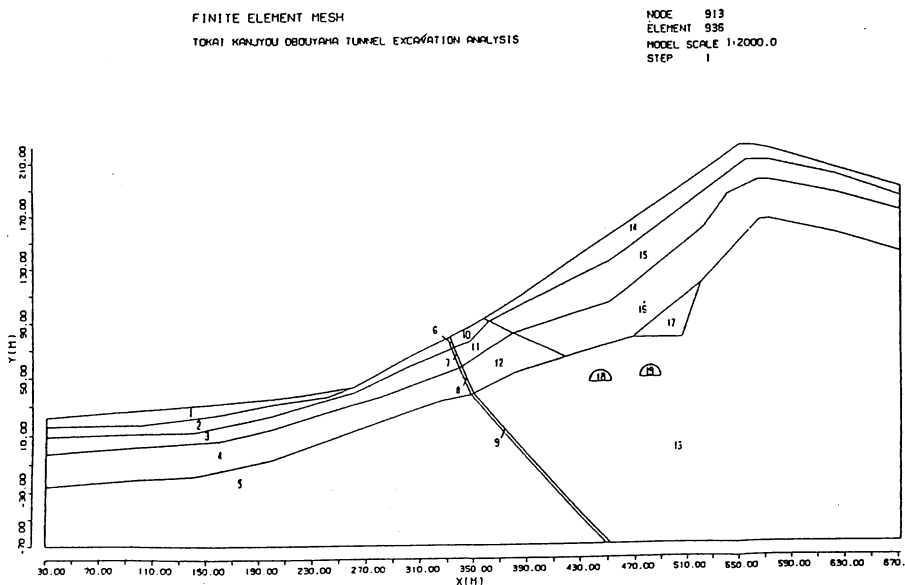


図-1 地層物性区分図

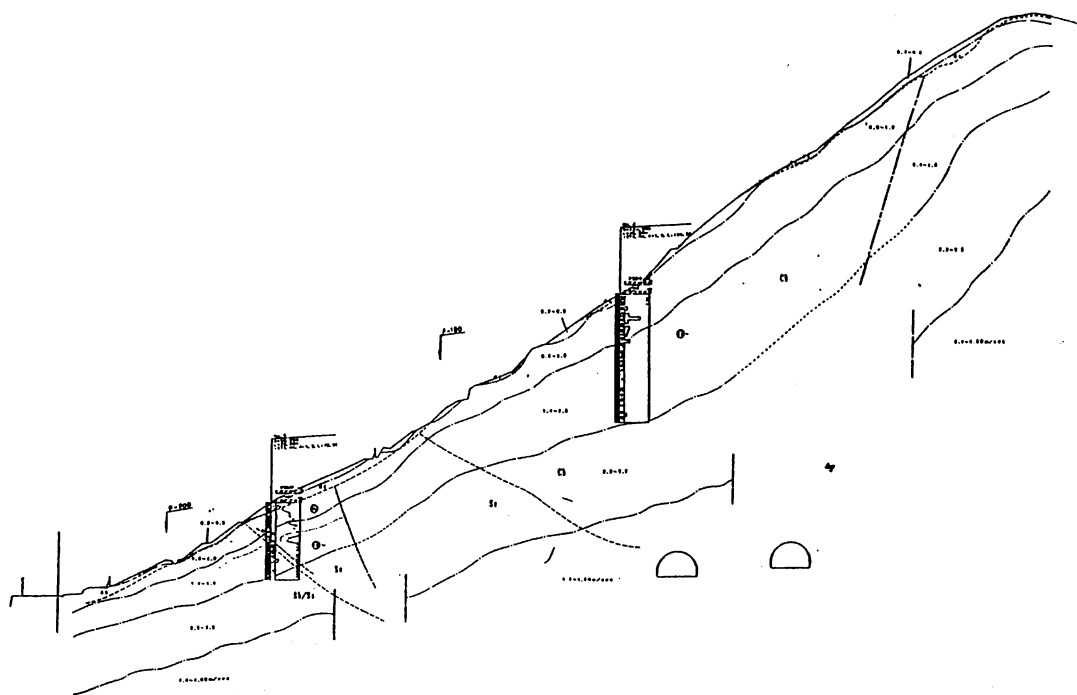


図-2 地質調査（反射法探査およびボーリング）断面図

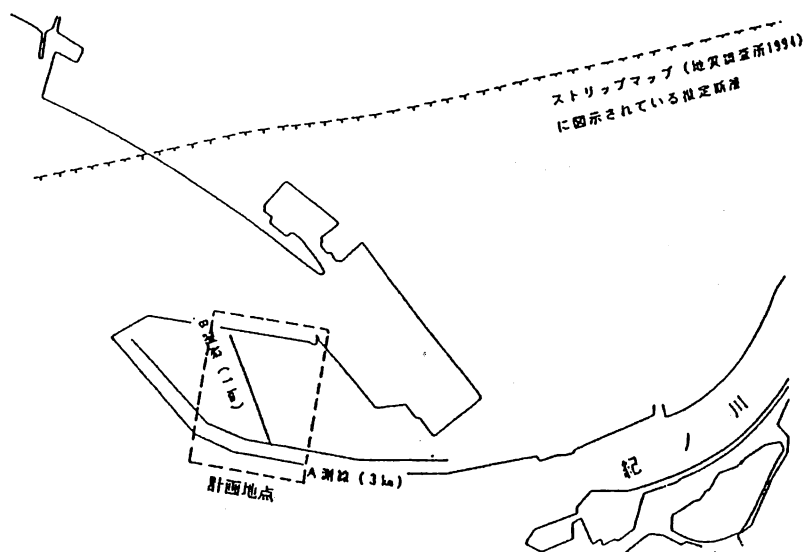


図-3 火力発電所計画地浅層反射探査測線図